



金融厅



Financial Services Agency

目次

1	はじめに
2	金融庁の役割等
	金融庁の設立経緯
	金融行政の移り変わり
	金融庁の任務
	金融庁の所掌事務
4	金融庁の仕事の流れ
6	金融庁の施策
8	金融庁の組織
10	総務企画局
11	検査局
12	監督局
13	証券取引等監視委員会
14	公認会計士・監査審査会
15	地方における窓口
16	金融庁ウェブサイト

はじめに

長らく日本経済の足かせとなっていた不良債権問題の正常化が達成された中、我が国経済のさらなる活性化のためには、経済の動脈ともいえる金融システムを「活力」あるものとすることが不可欠です。そのためには、資金を効率的に配分し、決済機能を担う金融システムの安定を引き続き確保する必要があります。また、国民の皆さまが多様な金融商品・サービスを安心感と信頼感を持って身边に利用できる環境を整えるとともに、市場の公正性・透明性を高め、ニーズに応じた資金が国内外に円滑に供給されるよう我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を更に向上させていくことも重要です。

こうした状況の下、金融庁は、市場規律と自己責任原則を機軸とした、透明かつ公正な行政を基本に、金融制度の企画立案や民間金融機関等に対する厳正な検査・監督、証券取引等の監視を通じ、このような重要な課題に全力を挙げて取り組んでいきます。

また、金融の技術革新やグローバル化など、金融を巡る環境の変化に金融の規制・監督の手法を適合的なものとし、その質的向上を図ることにも努めています。

本冊子は、金融庁の役割、組織のあり方、施策等について、できる限り図や写真を用いながら、国民の皆様に分かりやすくご紹介するために作成したものです。本冊子が、国民の皆様にとって、金融庁ならびに金融行政に対する理解を深めて頂くきっかけとなれば幸いです。



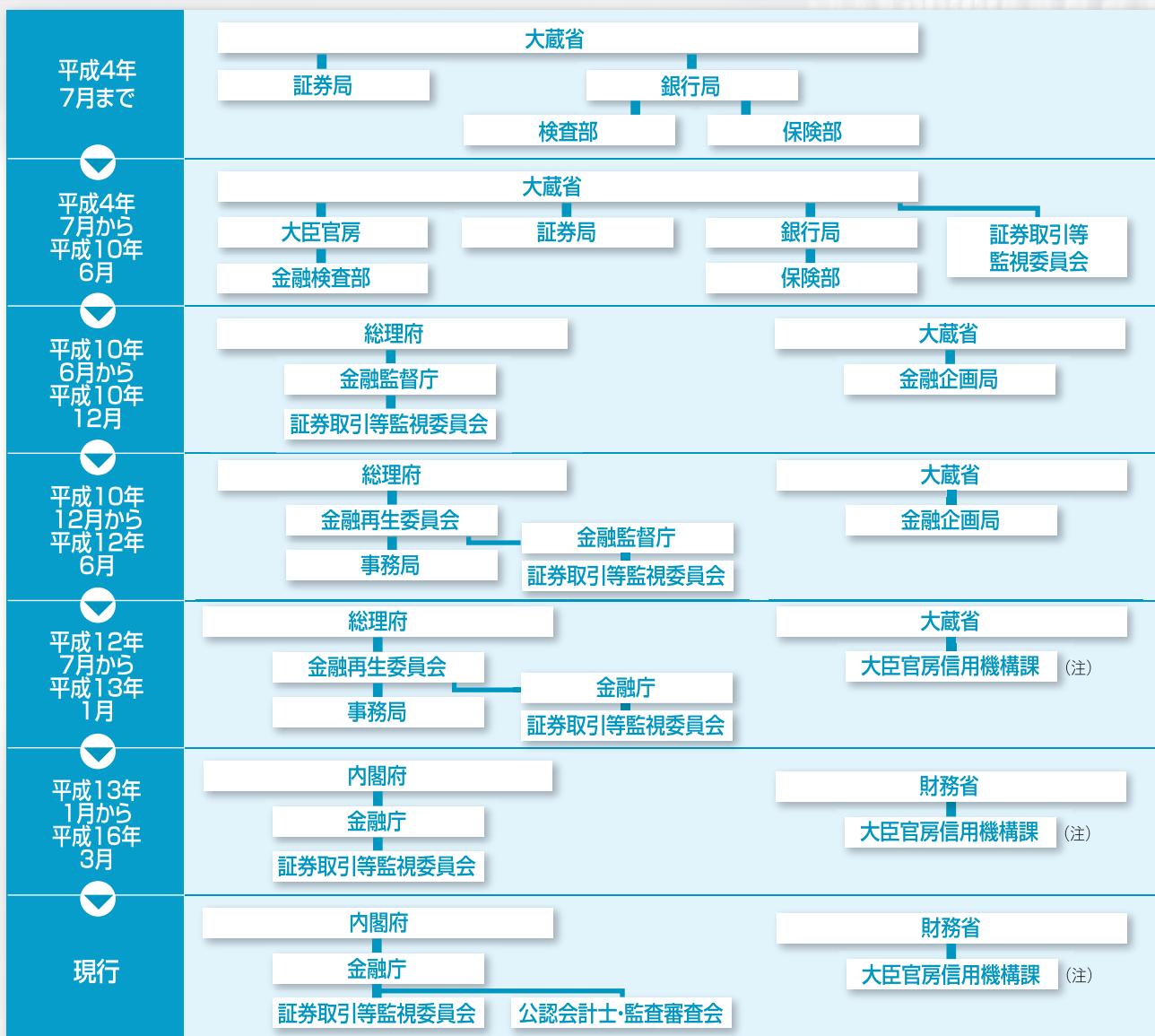
中央合同庁舎第7号館

金融庁の役割等

金融庁の設立経緯

平成10年6月	民間金融機関等に対する検査・監督及び証券取引等の監視を担う行政機関として金融監督庁が設立(総理府の外局)され、同年12月には金融再生委員会が設立されたことに伴い、同委員会の下に置かれる組織となりました。
平成12年7月	金融再生委員会の下に、金融監督庁を改組して金融庁が設置されました。これに伴い、これまで大蔵省が担ってきた金融制度の企画立案に関する事務も併せて担うこととなりました。
平成13年1月	中央省庁の再編により、内閣府の外局となり、また、金融再生委員会の廃止に伴い、金融機関の破綻処理等の事務を引き継ぐこととなりました。

金融行政の移り変わり



(注)金融機関の破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案等を共管。

Financial Services Agency

金融庁の任務

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務としています。(金融庁設置法第3条)



金融庁のシンボルマークについて

金融庁の英文名称「Financial Services Agency」の頭文字F、S及びAを並べて図案化したものです。

中央の「S」の部分は、円滑な金融の流れを表現し、両側からこの流れを守っている様子(状況)をイメージしています。

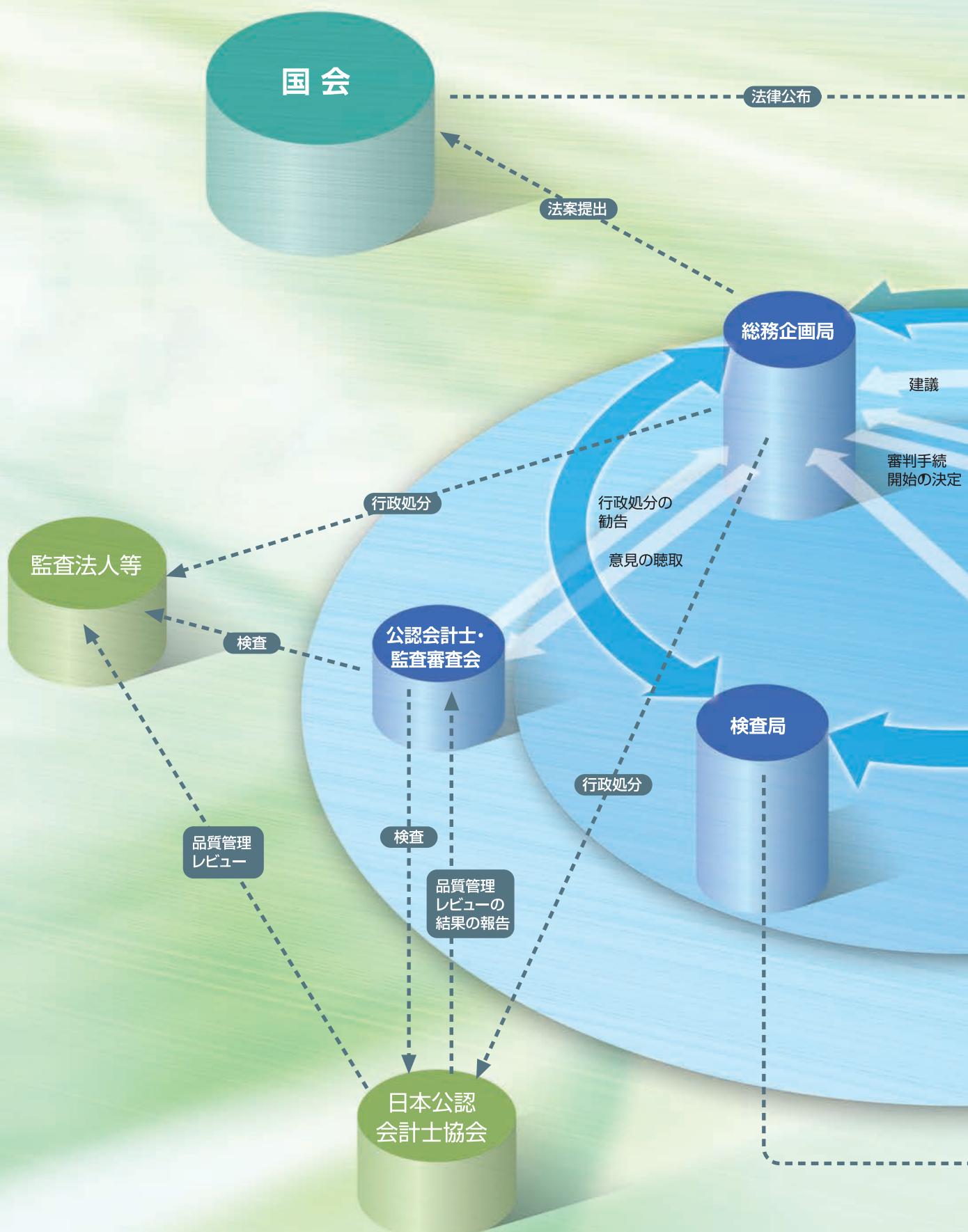
色については、水色とし、円滑な金融の流れと当庁の行政の透明性を表現しています。

金融庁の所掌事務(金融庁設置法 第4条)

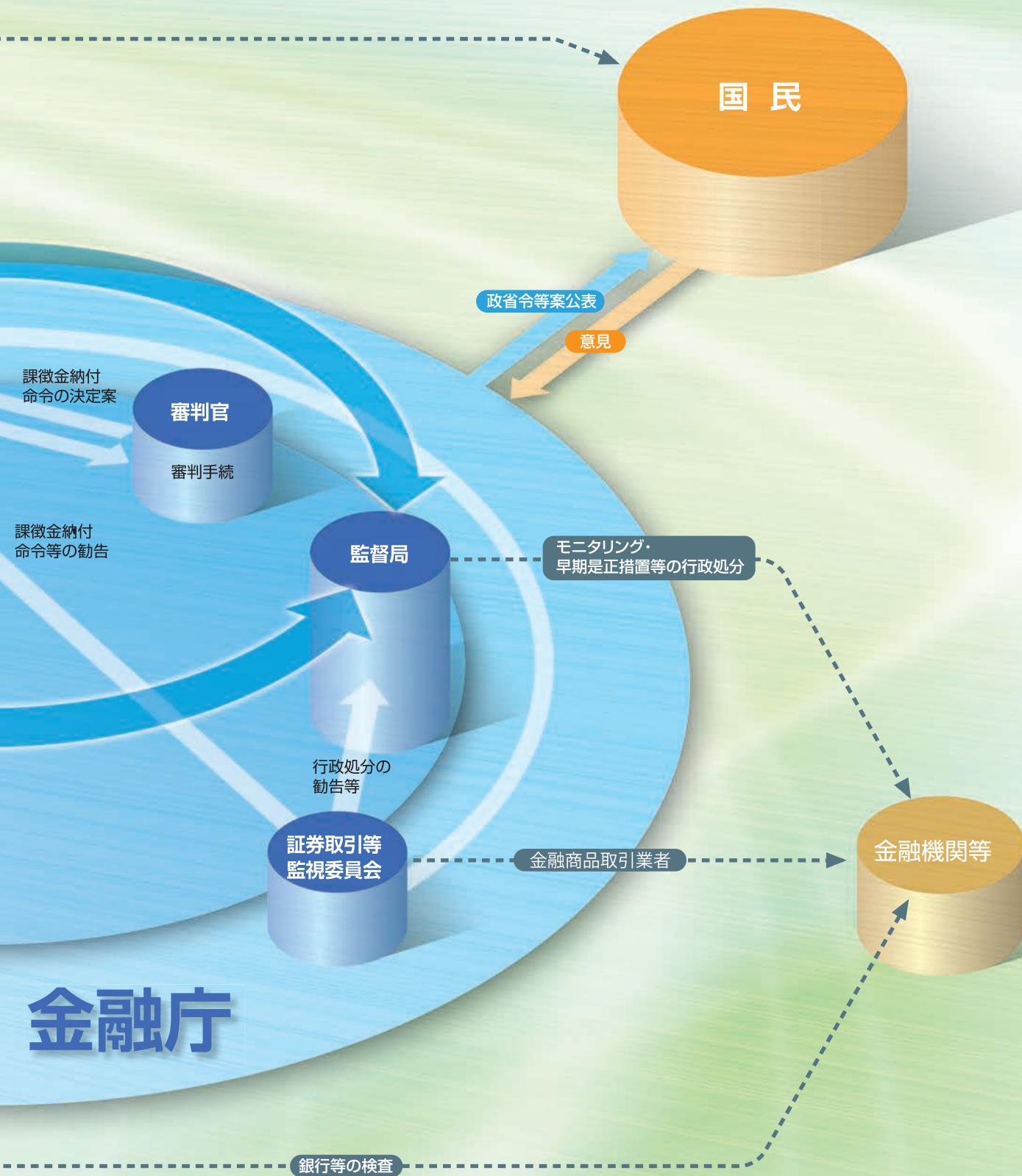
- ▶ 金融制度の企画立案
- ▶ 銀行、保険会社、金融商品取引業者などの民間金融機関や金融商品取引所などの市場関係者などに対する検査・監督
- ▶ 金融商品市場における取引ルールの設定
- ▶ 企業会計基準の設定その他企業の財務に関すること
- ▶ 公認会計士、監査法人等の監督
- ▶ 国際的に調和のとれた金融行政の確立に向けた国際機関における作業や二国間・多国間金融協議への参加
- ▶ 金融商品市場のルール遵守状況等の監視等



金融庁の仕事の流れ



Financial Services Agency



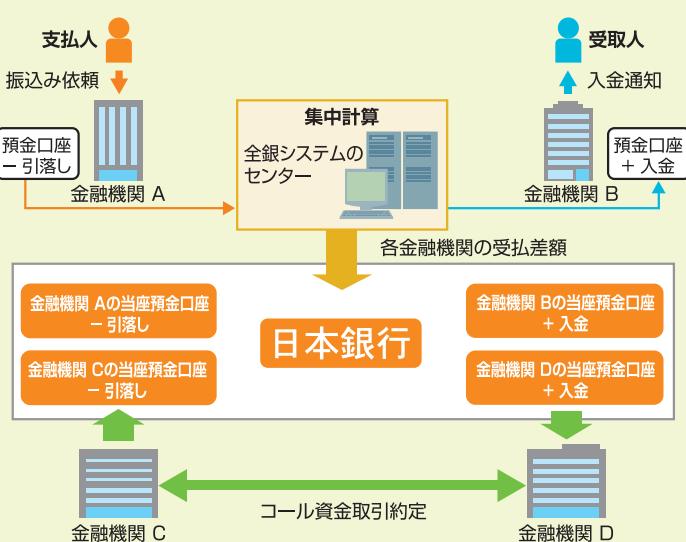
金融庁

金融庁の施策

金融の規制・監督には、「金融システムの安定」、「利用者の保護・利用者利便の向上」、「公正・透明な市場の確立」という三つの大きな政策目的があります。これらの政策目的は本質的には変わることなく以前から世界の多くの国の当局によって共有されていますが、他方で金融の技術革新やグローバル化をはじめとして金融をめぐる状況は刻々と変化しています。こうした動きに金融の規制・監督の手法を適応させ、その質的向上を図ることが、金融庁にとって大きな政策課題となっています。

金融システムの安定

金融システムは、経済社会において広く資金仲介機能と決済機能を提供しています。資金仲介機能とは、資金を必要としている個人や企業に対して資金が余っている個人や企業から資金を融通することであり、決済機能とは、代金の支払いやお金の貸し借りなどを現金を使わずに使える機能です。これらによって資金の効率的な配分と、経済活動を支える決済の流れが確保されます。金融の持つこれらの機能は経済の健全な発展に不可欠であり、この観点から金融庁では、金融システムの安定に向けて様々な取組みを行っています。



公正・透明な市場の確立

金融・資本市場は、多数の投資家や資金調達を行う企業等が参加して金融商品が取引され、その中で金融商品の公正な価格が効率的に形成される場です。市場に対する市場参加者の信頼を確保することは、こうした市場の機能が十分に発揮されるための不可欠な前提条件です。不公正な取引が行われたり、資金を調達する企業に関する情報が虚偽であったりすれば、投資家は安心して投資することができません。このため金融庁では、市場参加者がルールを遵守し取引を公正に行いうよう、また企業に関する情報が適切に開示され市場の透明性が確保されるよう、様々な取組みを行っています。



東京証券取引所

利用者の保護・利用者利便の向上

金融は、信用あるいは信頼があって初めて成立する機能です。信頼が失われては、金融サービスの利用者が安心して金融商品を取引したり資金を提供したりすることはできません。しかし、金融サービスの利用者が金融機関の経営状況や金融商品に係るリスクについて自ら十分に把握することには限界があります。このため、利用者が安心して多様な金融サービスを利用ができるよう、金融庁では利用者保護のためのルールの整備と、検査や監督を通じたその適切な運用を図っています。



金融庁の組織

(平成28年10月現在)

内閣総理大臣

金融担当大臣

副大臣

大臣政務官

金融庁

長官

金融国際審議官

委員長

委員

(2名)

証券取引等
監視委員会

会長

委員

(9名)

公認会計士・
監査審査会

(注)金融庁に地方支分部局はありませんが、金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務局長(財務省の地方支分部局)等に委任しており、委任された権限に関する事務に関しては、金融庁長官が財務局長等を指揮・監督することになっています。

Financial Services Agency



総務企画局

安定的で活力ある金融システムの構築と効率的で公正な金融市場の整備、及び所管行政のとりまとめ

総務企画局が担当している業務は、金融庁全体に関わる事項の総合調整と金融関係の法令や制度に関する企画・立案の二つに大別されます。

総合調整に関する業務としては、検査局や監督局といった各部局間との連絡調整のほか、国会との連絡、広報、情報公開、政策評価、様々な国際的な議論への積極的な参画や外国の金融当局との連携といった国際関係業務、職員の資質の向上を図るための研修等、多岐にわたります。

企画・立案業務としては、銀行法、保険業法、金融商品取引法といった金融関連の法令の制定、改廃を通して、金融機関等が守るべきルールを定めたり、国民の皆さんのが安心して資産運用ができ、各企業が円滑に資金調達できるように、安定的で活力ある金融システムの構築と効率的で公正な金融市場の整備を行っています。また、金融関連の法令や金融制度の企画・立案にあたっては、パブリック・コメントの手続を活用する等、広く各界から意見を取り入れています。

なお、平成27年9月より、金融行政が何を目指し、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「金融行政方針」を公表しています。当方針は、PDCAサイクルを強く意識し、継続的にその進捗状況等を評価することとしています。その結果を「金融レポート」としてとりまとめ、その評価を翌年の金融行政方針に反映させることとしています。



金融審議会総会の模様

検査局

利用者の視点に立った検査を実施し、活力ある 金融システムの構築を目指す

検査局は、銀行法等の各種法令に基づき、預金者等一般の利用者等の立場に立ち、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、金融機関等への検査を実施しています。

これまでの金融検査は、「金融検査マニュアル」に基づき、主として金融機関等がミニマムスタンダードを満たしているかの検証を中心でしたが、金融を取り巻く内外の環境変化等を踏まえ、検証手法を大幅に見直してきております。

具体的には、検査局と監督局とが協働で、金融機関へのヒアリングや資料徴求及びその分析(オフサイト・モニタリング)を行い、これらを通じ金融機関の経営状況や課題を把握し、必要がある場合には、焦点を絞った形で立入検査(オンサイト・モニタリング)を行うこととしております。

また、金融機関が、自らの置かれた環境を踏まえ、それぞれの創意工夫を積み重ねることにより、より優れた業務運営(ベスト・プラクティス)を目指すことが、我が国金融の質の向上につながるとの観点から、金融機関等との建設的な対話に努めています。

こうした対話の中で、金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)するよう促しています。

これらのモニタリングについては、「金融行政方針」で毎事務年度のモニタリングの方針を定め、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、「金融レポート」として公表しています。



金融庁職員と金融機関による事業性評価に関する対話
(グループディスカッションの模様)

監督局

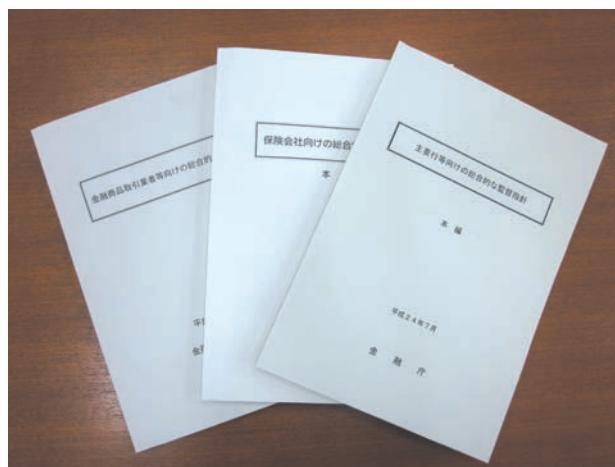
自己責任原則と市場規律を基軸とした監督行政

金融機関等に対する監督とは、金融機関等が果たしている資金仲介機能や決済機能等に支障が生じることのないよう、金融機関等の業務運営が健全かつ適切に行われることをモニターしていくことです。具体的には、オンサイトによるチェック(検査)だけでなく、オフサイトによるチェック(モニタリング)により、検査と検査の間の期間においても、金融機関に係る情報を継続的に収集し、金融機関等の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うことで、金融機関等の経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促しています。

金融庁としては、金融機関等の財務の健全性及び業務の適切性が確保されるためには、金融機関等の経営者による責任ある経営管理を基軸とする自己責任原則と、適切な情報開示を前提とした市場規律の確保が重要であり、金融機関等の監督は、本来、これを補完するものとして機能すべきものと考えています。したがって、金融機関等の監督にあたっては、明確なルールに基づく公正で透明性の高い行政を効率的かつ実効性をもって進め、監督行政に対する信認を得ていくことが重要であると考えています。

このような観点から、金融庁は、監督事務の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点等を集約した行政部内通達(手引書)である「監督指針」等を一般に公表する等、明確なルールに基づく公正で透明性の高い金融行政の確立に努めるとともに、「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定し、日常の監督業務の厳正かつ的確な遂行に努めているところです。

なお、平成27事務年度から、事務年度毎のモニタリングの方針として「金融行政方針」を定め、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、「金融レポート」として公表しています。



各種監督指針

証券取引等監視委員会

市場の番人として



証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」)は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。証券監視委は、内閣総理大臣によって任命された委員長及び2名の委員で構成されており、独立してその職務を遂行しています。証券監視委には事務局が設置されており、主な業務である、日常的な市場監視や金融商品取引業者等に対する検査、インサイダー取引等の不公正取引についての取引調査、有価証券報告書等についての開示検査のほか、取引の公正を害する犯則事件の調査にあたっています。

検査や調査の結果、法令違反行為等が認められた場合には、証券監視委は金融庁長官などに対し、金融商品取引の公正又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要な金融商品取引業者等に対する処分や課徴金納付命令等を行うよう勧告することができるほか、裁判所に対し、無登録で金融商品取引業を行う者等について、当該行為の禁止等を命ずるよう申し立てることができます。また、犯則事件の調査の結果、特定の違法行為が行われたという心証を得たときは、検察官への告発を行っています。さらに、法律改正を含め必要な措置を講ずるよう金融庁長官などに建議することもできます。証券監視委は、これらの活動を通して投資者の皆様にとって金融・資本市場が信頼できるものであるよう努めています。



一般からの情報提供を求めるポスター

公認会計士・監査審査会

監査の信頼性を支えるために



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」)は、公認会計士法に基づき、平成16年4月1日に設置されました。審査会は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣によって任命された会長及び9名の委員から構成され、独立してその職権を行使します。

審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビュー^{*}に関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所や日本公認会計士協会等に立入検査等を実施します。

この審査及び検査の結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であったり、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合には、業務の適切な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に勧告します。

このほか、審査会は、公認会計士試験の公正かつ円滑な実施や公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議を行っています。

これらの活動を通じて、我が国の監査の品質の確保・向上及び会計監査の信頼性の確保が図られるよう努めています。

※品質管理レビュー

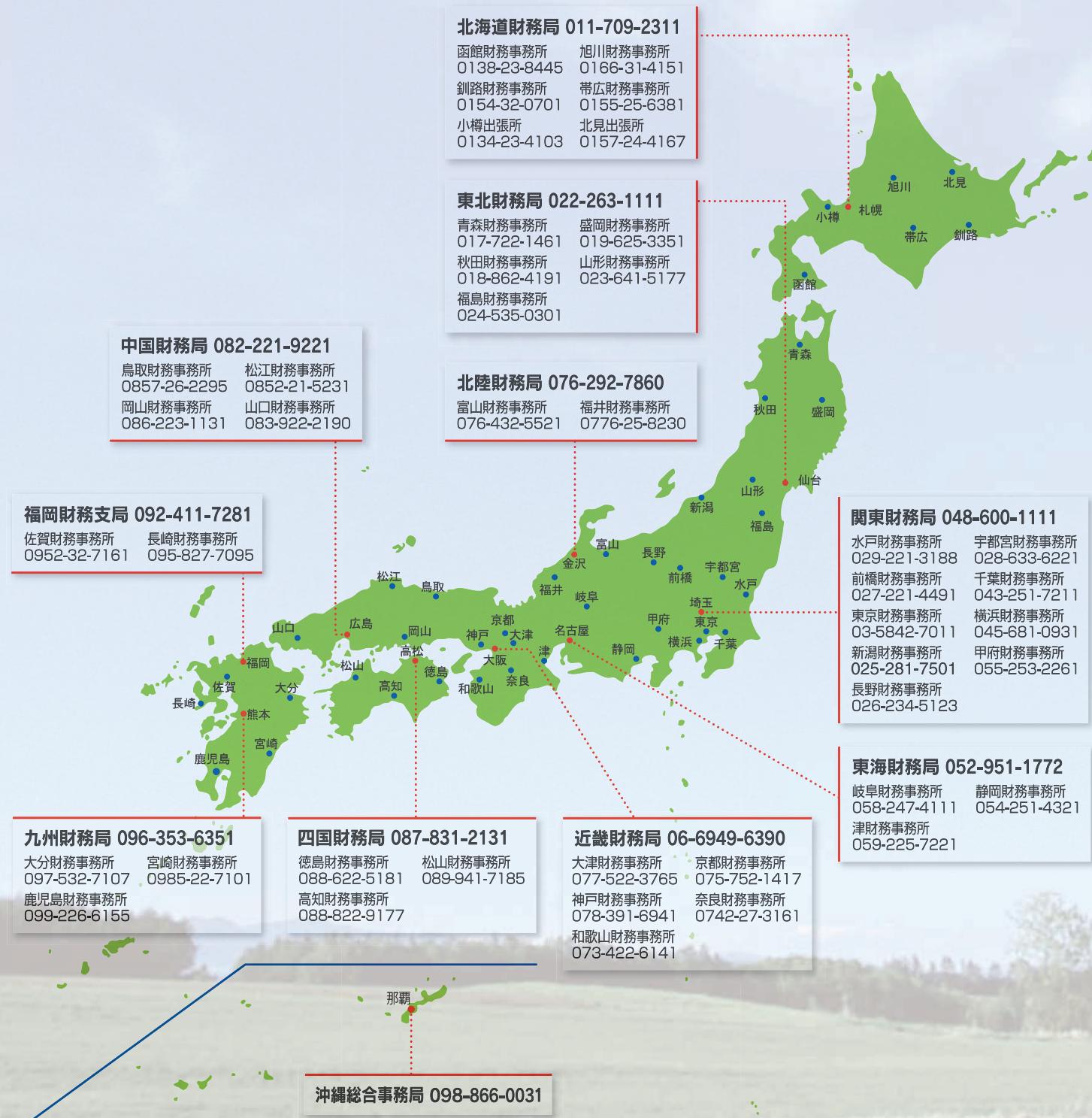
日本公認会計士協会が、監査事務所の行う監査又は証明業務の運営状況を調査するもの。



公認会計士・監査審査会の模様

地方における窓口

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務局長（財務省の地方支分部局）等に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務局長等を指揮監督することとなっています。



金融庁ウェブサイト

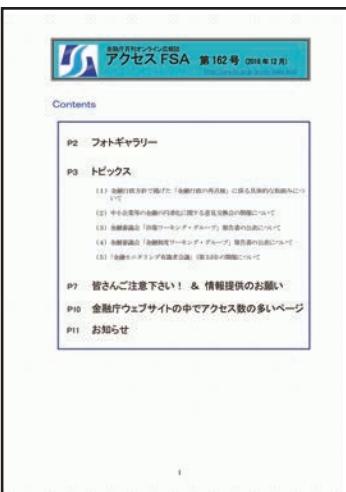
金融庁ウェブサイトは金融に関する各種情報をタイムリーに発信する情報ステーションです。

サイト内検索

金融庁ウェブサイトに掲載されている様々な情報を、アクセスしたい用語を入力するだけで簡単に検索できます。

新着情報

最新の情報を掲載しています。バックナンバー（過去2か月間の情報）については、「新着情報の一覧へ」からアクセスしてください。



【ウェブサイト上の金融庁広報誌「アクセスFSA】

アクセスFSA

月刊のオンライン広報誌で、金融庁が発表した主要な施策についての解説記事などを掲載しています。

金融研究センター

国際コンファレンス・学術的な研究等の成果を掲載しています。

The screenshot shows the official website of the Financial Services Agency (FSA) of Japan. At the top, there's a search bar and a navigation menu with links to Home, About the FSA, News & Reports, Press Releases & Announcements, and Policies & Committees. Below the header, there's a banner for "平成28年熊本地震関連情報" (Information related to the Great East Japan Earthquake). The main content area includes sections for "トピックス" (Topics) with various news items, "新着情報" (New Information) with RSS feeds, and a "サイトマップ" (Site Map) with a hierarchical tree structure of the site's pages.

各種情報検索サービス(EDINET等)

EDINET(電子開示)、登録貸金業者情報検索入力ページを提供しています。

金融庁ウェブサイト
<http://www.fsa.go.jp/>

証券取引等監視委員会ウェブサイト
<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

Financial Services Agency

その機能・内容はパンフレットでは紹介しきれません。まず、<http://www.fsa.go.jp/>にアクセスしてみてください。

ウェブサイト上の月刊金融庁広報誌「アクセスFSA」(<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>)もどうぞご覧ください。

最新情報をメールでお届けする新着情報メール配信サービス(http://www.fsa.go.jp/haishin/service_top.htm)へのご登録をお薦めします。



平成28年熊本地震関連情報

平成28年熊本地震の被災者の方々が、容易に重要情報を入手できるように、震災関連情報を集約して掲載しています。

各種窓口

金融サービス利用者相談室、金融行政モニター、金融モニタリング情報収集窓口、ディスクロージャー・ホットライン、内部統制報告制度相談・照会、金融円滑化ホットライン、多重債務についての相談、法令等遵守に関する情報受付、公益通報、証券取引等監視委員会情報提供窓口、法令照会などの受付窓口を一括して掲載しています。

新着情報メール配信サービス

メールアドレスをあらかじめ登録していただくと、各種報道発表やアクセスFSAなどの新着情報の掲載について電子メールでご案内します。

ツイッター

金融庁に関する様々な取り組み等について、情報を提供しています。



金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1
(中央合同庁舎第7号館)
TEL 03-3506-6000(代)

交通

(地下鉄)

- 丸ノ内線「霞ヶ関」駅 A4番出口で 下車徒歩9分
- 千代田線「霞ヶ関」駅 A13番出口 下車徒歩6分
又は「国会議事堂前」駅で 下車徒歩5分
- 日比谷線「霞ヶ関」駅A8番・A13番出口で下車徒歩7分
- 銀座線「虎ノ門」駅 6・11番出口で 下車徒歩2分

▶ 金融サービス利用者相談室

TEL:(受付時間:平日10:00~17:00)

- ①金融行政・金融サービスに関する一般的なご意見・ご相談・情報提供等の窓口
0570-016811(※ IP電話からは03-5251-6811)
- ②一般的な金融商品の契約にあたっての留意点等について、金融庁ウェブサイトの掲載情報を中心にガイド(説明)する「事前相談(予防的なガイド)」窓口
0570-016812(※ IP電話からは03-5251-6812)

FAX:03-3506-6699(24時間受付)

郵便:〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

※ ウェブサイトでの受付も行っていますので、詳細は金融庁ウェブサイト
(<http://www.fsa.go.jp/>)をご覧ください。

個別銘柄や証券会社等に係る違法行為に関する情報の提供窓口

▶ 証券取引等監視委員会 情報提供窓口

TEL:0570-00-3581(※ IP電話からは03-3581-9909)

(受付時間:平日9:30~18:15)

FAX:03-5251-2136(24時間受付)

郵便:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課 情報処理係 宛

※ ウェブサイトでの受付も行っていますので、詳細は証券取引等監視委員会ウェブサイト
(<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>)をご覧ください。

公認会計士・監査法人に関する情報、公認会計士試験の実施に関する情報などの提供窓口

▶ 公認会計士・監査審査会 情報受付窓口

Eメール:cpaaob@fsa.go.jp (24時間受付)

FAX:03-5251-7241 (24時間受付)

郵便:〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
公認会計士・監査審査会事務局総務試験室 情報受付窓口 宛